

千葉労働局発表
令和4年10月28日

報道関係者各位

【照会先】

厚生労働省 千葉労働局
「過労死等防止啓発関係」
労働基準部監督課

監督課長 田中 里愛子
主任監察監督官 小菅 拓也
(電話) 043(221)2304

「しわ寄せ防止キャンペーン関係」

雇用環境・均等室

室長 廣瀬 真理
室長補佐 居石 淳子
(電話) 043(221)2307

11月は『過労死等防止啓発月間』・ 『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』です！！

《シンポジウムの開催、「過重労働解消」や「しわ寄せ」防止に向けたキャンペーンを実施します》

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

また、大企業等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの「しわ寄せ」を生じさせないよう『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』と位置づけて集中的な周知・啓発の取組を行っています。

千葉労働局(局長 江原由明)では、月間中、県民の皆様への周知・啓発を行うほか、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向け、以下の取組を行います。

1 過労死等防止啓発としての主な取り組み

(1) 国民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

開催日時：令和4年11月15日(火) 14:00～16:10

会場：千葉市生涯学習センター 2階ホール(千葉市中央区弁天3丁目7番7号)

(2) 過重労働解消キャンペーン

① 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施にあたって、千葉労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力を文書で要請します。

② 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

千葉県内で労働時間の削減等に取り組んでいる企業に労働局長が訪問します(詳細は、後日お知らせします)。

(次ページに続く)

(前ページから)

③ 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

④ 労働相談を実施します

11月1日(火)から11月5日(土)(11月3日(木)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、労働局・労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

なお、同期間のうち、11月5日(土)には、特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、全国どこからでも、携帯電話やスマートフォンからも無料で相談に対応します。匿名の相談も可能です。

<過重労働解消相談ダイヤル(無料)>

【実施日時】令和4年11月5日(土) 9:00～17:00

【フリーダイヤル】0120(794)713「なくしましょう 長い残業」

※ 労働基準監督官が相談に対応します。

<相談窓口>

●千葉労働局・県内の労働基準監督署

【開庁時間】平日 8:30～17:15

(連絡先は千葉労働局のホームページに掲載しています。)

●労働条件相談ほっとライン(無料)[委託事業]

【受付時間】平日 17:00～22:00、土日祝日 9:00～21:00

【フリーダイヤル】0120(811)610

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

2 「しわ寄せ」防止キャンペーンとしての主な取組

(1) 使用者団体等への要請

労働局長から使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に係る協力を文書で要請します。

(2) 「しわ寄せ」防止に向けて遵守すべき関係法令の周知徹底

令和元年11月に、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において採択された提言※に基づき、千葉県内の全ての企業において、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど、「しわ寄せ」防止に向けて、相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

※ 「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について(提言)」